

広島県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和三年四月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

鞆松永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市沼隈町大字草深字安広一八四番四地先から福山市沼隈町大字草深字安広一八三番一地先まで		一八・九〇 二七・六〇	一四・二〇 二七・六〇	一九・六〇	幅員減少 不用物件延 長一九・六 〇メートル